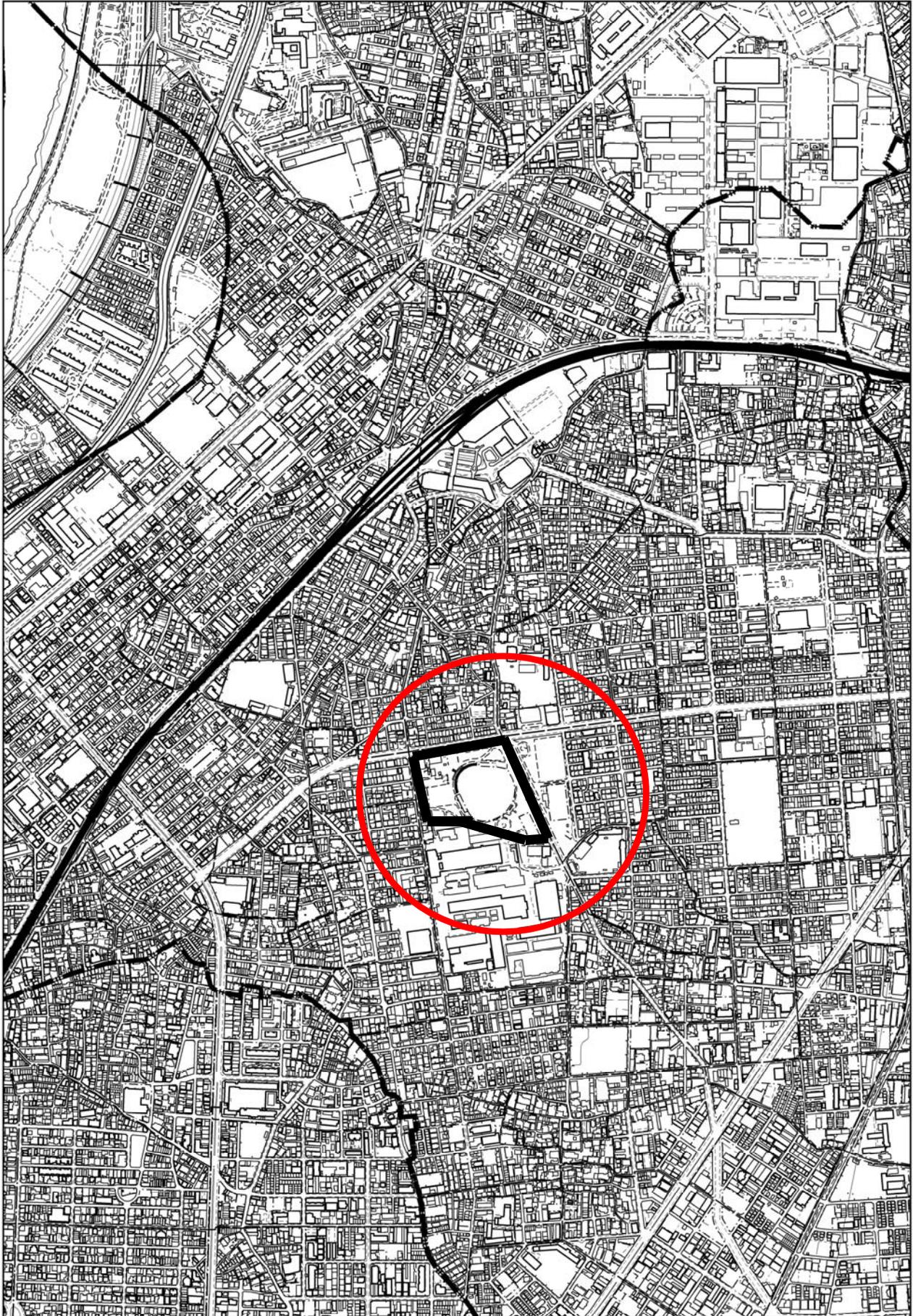


大枝公園再整備工事（西側その5）
（公園）

特記仕様書

守口市

大枝公園再整備工事（西側その5）（公園） 位置図



第1 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、「大枝公園再整備工事（西側その5）（公園）」に適用する。
2. 設計図書の優先順位は次のとおりとする。
 - (1) 契約書
 - (2) 特記仕様書
 - (3) 図面
 - (4) （金抜き）設計書
 - (5) 守口市土木工事共通仕様書
 - (6) 大阪府都市整備部土木工事共通仕様書

第2条 工事支障物件

1. 工事着手に先立ち、対象区域内周辺におけるライフライン等のほか、地下埋設物の設置状況について入念な調査、把握を行なうものとする。

第3条 作業時間

1. 作業時間は、原則として休日を除く午前8時から午後5時までとする。また事業の実施に当たっては、週40時間労働制に対応した体制をとること。
2. やむを得ず休日や時間外に作業を行なう際は、関係者と協議のうえ、事前に監督員の承諾を得なければならない。

第2 施工

第4条 誘導員の配置

1. 工事期間中は、公道の出入口等に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。
2. 施工区域の一部が通学路に指定されているため小学校等と協議の上、誘導員を配置する事。
3. 配置人数については650人を見込んでいるが、事前に警備計画を作成することとし、現場条件などによる変更が生じた場合は別途協議する。

第5条 仮設工

1. 仮囲いは、近隣小学校の通学路の確保等現場の条件、周辺状況を十分把握し、安全性を確保すること。
2. 仮囲いは既往工事にて設置されており、それを引き継ぎ、受注者により維持管理（リース料負担含む）すること。

第6条 建設副産物等

1. 下記建設副産物等の処分は指定地処分とし、下記処分地及び運搬距離を見込んでいる。指定にあたっては、積算上運搬費と投棄料の総価を考慮し安価となる処分地を指定しており、受注者及び処分地都合による変更は設計変更の対象としない。ただし、当初設計より比較して減額となる場合は実態に合わせて変更する。

なお、処分地を変更する際は事前に監督員の承諾を得ること。

区分	名称	所在地	距離
残土	(株)北摂産業	枚方市南中振 3-15-2	8.5km
無筋コンクリート塊	(株)英光産業	東大阪市菱江 2-15-1	11.5km
アスファルト塊	(株)ランテック	大阪市港区海岸通 4-1-4	18.5km
がれき類	大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地	堺市西区築港新町 4-4	30.0km

2. 建設発生土の処分に際して、処分地が定める受入基準が有る場合は受注者により分析、調査を行うこと。またその費用は受注者負担とする。

3. 本工事は、建設リサイクル法第9条に規定する対象建設工事である。

4. 産業廃棄物は「建設工事等における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づき、請負者の責任において適切に処理しなければならない。なお、搬出に先立ち、再生資源利用促進計画書を作成し監督員の承諾を得ること。

第7条 他工事との施工期間の重複

1. 工事期間中に同一施工区域及び公園隣接歩道に別工事の発注が見込まれている。そのため次工事が円滑に着手できるよう、工程管理を行うこと。次工事に影響する部分については、優先区域や現地完成の時期等、監督員及び各工事受注者と十分に調整を行い、各工事が円滑に行えるよう配慮すること。

	平成29年										平成30年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
大枝公園再整備工事(西側その4) (敷地造成)													
大枝公園再整備工事(西側その5) (造園、テニスコート、パークセンター)													
外周歩道工事													

※ 図表には、工事の着工時期を示す矢印と、作業内容の説明ボックスが追加されています。

- 「テニスコート及びパークセンター敷地の着工」：平成29年5月～7月
- 「敷地全体の着工」：平成29年6月～8月
- 「隣接する外周歩道工事の着工」：平成30年1月～3月

2. 他工事との重複作業や手戻り等を避けるため、施工手順等を監督員と密に協議し承諾

を得ること。(原則週1回程度、監督員、工事監理者及び各工事受注者との合同調整会議を行うこと。)

第8条 テニスコート人工芝規格

敷設人工芝規格

項 目	仕 様	
人 工 芝	素 材	高耐久ポリエチレン
	製法(形状)	分子ランダム型モノテープ状スプリットヤーン
	芝 丈	19mm
	織 度	5,500dtex/株
	厚 み	100 μ m
	色	濃淡ツートーンカラー(コート外:フィールドグリーン/コート内:インディブルー)
基 布 素 材	ポリプロピレン製平織布同等以上	
バックング素材	SBR ラテックス ※異常なパイル抜けが無いこと	
ジョイント (ライン)	①主要ラインについてはタフト工場織込みとし、コート内ジョイントは140m以内とする。 ②高使用エリアでのジョイント割れを防ぐ為、サービスコート内にライン以外のジョイントをしないこととする。 ※割付図及びジョイント数量を明記して使用材料の承認を得ることとする。	
ジョイントテープ	ポリエステル製・幅250mm以上	
接 着 剤	合成樹脂系接着剤	
充 填 目 砂	粒度調整珪砂	
保 証 期 間	引渡日より3年間	

試験項目

名 称	試 験 項 目	規 格 値	試 験 方 法	
人 工 芝	引張り強度(製品)	490N/5cm幅以上	JISL-1096	
	引張り伸度(製品)	25%以下	(タテヨコ)	
	パイル引き抜き強度	30N以上	JISL-1023	
	透水係数	5×10^{-3} 以上	JISL-1218	
	耐 候 性	著しい退色、劣化を生じないこと	JISA-1415 WS型ウェザオメーター 1000時間	
充 填 目 砂	粒 径	1.70mm 通過	JISZ-2601	
		1.18mm 通過		95%以上
		0.212mm 通過		20%以下
接着剤	芝ジョイント部の引張り強さ	490N/5cm幅以上	JISL-1096	

その他

本工事で使用する砂入人工芝は、公益財団法人日本テニス協会（JTA）のコート公認・推薦メーカーの製品であること。

第3 成果品

第9条 完成図書

1. 完成図書の提出は次のとおりとする。

原図：A1サイズ（市指定収納ケース装丁、文字入り）1部

：A3サイズ（市指定収納ケース装丁、文字入り）3部

製本：A1サイズ（文字入り）3部

：A3サイズ（文字入り）3部

電子ファイル：CD-ROM 3部（竣工図等はCADデータ（dwg形式）とする）

2. 完成写真として、下記のを提出する。

カラーキャビネ判3カット 2部（原版サイズ6×7版サイズ以上）及び電子データ

キャビネ版3カットのうち外観1カットは、昼間以外（夜間）の撮影とする。また、著作権等一切は、納品により市に帰属する。

第4 その他

第10条 工事实績情報サービス（CORINS）

1. 受注者は、工事請負代金 500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）入力システム〔（財）日本建設情報総合センター〕に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターへ提出するとともに、（財）日本建設情報センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

これらの提出期限は、次のとおりとする。

（1） 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内を原則とする。

（2） 完了時登録データの提出期限は、工事完成后10日以内を原則とする。

（3） なお、施工中に受注時登録データの内容の変更があった場合は、変更から10日以内を原則として変更データを提出しなければならない。

第11条 排出ガス対策型建設機械の使用

1. 本工事において建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号及び同最終改正版）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、これによりがたい場合は、市監督員

の承諾を得て使用すること。また、排出ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

第12条 建設副産物実態調査(センサス)に伴う再生資源利用計画書・実施書

1. 契約当初に建設副産物実態調査(センサス)に伴う再生資源利用計画書(計画書)の提出(データ)を行い監督員に承諾を得ること。また、竣工時には再生資源利用計画書(実施書)の提出(データ)を行い監督員の承諾書を得ること。

第13条 建設業退職金共済掛金

1. 受注者は、工事の実施に必要となる建設業退職金共済金を納付し、建設業退職共済事業本部発行の掛け金収納書を建退共済金納付書届に添付し、必要事項を記載の上、事業担当課に提出しなければならない。なお、提出期限は、契約締結後1ヶ月以内とする。

第14条 苦情・意見等への配慮

1. 工事に関する苦情、意見等が寄せられた場合は、すみやかに対応し処理すること。またその内容は逐次監督員に報告すること。

第15条 完成済み施設(多目的球技場及びスタンド)への対策

1. 本工事に先立って、多目的球技場及びスタンド等は現場内に完成(未供用)している。施工にあたっては、これら完成済み施設を汚したり、損傷させないように十分注意し、必要な対策を行うこと。また、地下埋設施設も含め、着手前に完成図書を元に現地を確認し、施工すること。

2. 完成済み施設について、受注者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、受注者がその費用を負担すること。

第16条 疑義への対応

1. 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、監督員と協議し誠実に対応すること。

2. この特記仕様書に定めのない事項については、守口市契約規則、守口市会計規則及び関係諸法令の規定に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と誠実に協議して決定するものとする。